

津山市水道事業経営審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津山市執行機関の附属機関設置条例（昭和62年津山市条例第24号）第4条の規定に基づき、津山市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項に関し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第1号の水道事業の執行について同法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じて審議及び検討し、その結果を管理者に答申するものとする。

- (1) 水道事業の全体計画及び経営計画
- (2) その他水道事業の計画に関する重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置き、委員のうちから互選によって定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局経営企画室において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。